

最高裁秘書第806号

平成31年2月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 司法行政文書不開示通知書

1月22日付け（同月24日受付、最高裁秘書第417号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

#### 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生が修習教材としての一般資料のうち、情報公開請求により開示される部分を個人使用目的でPDF化した場合、どのような弊害が発生すると司法研修所が考えているかが分かる文書（最新版）

#### 2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）